



基 労 補 発 第 1 0 号
平成13年4月19日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

J R 新大久保駅事故に関する通勤災害の認定事例等の送付について

平成13年1月26日、J R 新大久保駅構内で線路上に転落した人を助けようと線路に降りた2名の男性が、進入してきた電車にはねられ死亡した事故（以下「本件事故」という。）については、東京労働局中央労働基準監督署及び新宿労働基準監督署において同年4月17日に通勤災害と認定されたところであるが、その認定の考え方は下記のとおりであるので、業務の参考とされたい。

記

1 本件認定に係る考え方について

通勤とは労働者災害補償保険法第7条第2項に規定するとおり、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいうが、本件は、別紙1のとおり、被災者2名の事業場からJ R 新大久保駅プラットホーム上に至るまでの間の経路は合理的であると認められ、かつ、この間において、通勤の逸脱・中断は認められなかったものである。

次に、通勤経路上における本件事故に係る行為が通勤の逸脱・中断に当たるか否かについてであるが、本件事故は、被災者が不測の突発的な事件に遭遇して時間的・場所的に極めて近接した状況下でとっさにとった反射的行為によって生じたものであり、通勤の逸脱・中断には該当しないと判断したものである。

したがって、被災者が突発的な事件に遭遇してとった本件反射的行為は、通勤に随伴する行為とみるのが相当であり、その結果生じた本件事故は、通勤に通常伴う危険が具体化したものとして通勤災害と認定したものである。

2 その他

平成9年12月22日に兵庫労働局管内において類似の事案が報告されていることから、これについても参考として添付する（別紙2「兵庫労働局における通勤災害に係る認定事例について」参照）。

別紙1

事業場からＪＲ新大久保駅までの経路

○ 被災者Ａの経路

(通常の経路)

会社 —— 乗車駅 —— 経由駅 —— 下車駅 —— 自宅

(当日の経路)

会社 —— 取引先 —— 新大久保 (乗車駅)

(電車＋徒歩 38 分) (徒歩＋切符購入 10 分)

18:26 19:04 着 19:05 発 19:15 事故

○ 被災者Ｂの経路

会社 —— 新大久保 (乗車駅) —— 下車駅 —— 自宅

(徒歩＋切符購入 10分)

19:05 19:15 事故

別紙 2

兵庫労働局における通勤災害に係る認定事例について

- 1 被災者 A（当時 34 歳）
- 2 被災日時 平成 9 年 12 月 22 日 午後 9 時頃
- 3 被災場所 JR 須磨駅
- 4 管轄局署 兵庫労働局 神戸西労働基準監督署

5 災害発生状況

被災者が、JR 須磨駅のプラットフォームにおいて電車を待っていたところ、別の乗客（以下「乗客」という。）がフラフラと歩いてきて、被災者の目の前で線路側に背を向け立ち止まり、そのまま両手を上げた状態で線路側に倒れかかったため、被災者はとっさに右手を出し乗客の左腰のあたりを持ったが、その勢いで被災者の上半身が線路側に出る体勢となり、入線してきた快速電車に巻き込まれ、被災者、乗客とも死亡した。

6 通勤災害認定の考え方

本件行為については、多数の乗客等が混在し相互に接触する可能性のあるプラットフォーム上で、倒れかかった乗客をとっさに支えようとして反射的にとった行為であり、通勤に随伴する行為と判断したものである。したがって、その結果生じた災害を通勤に通常伴う危険が具体化したものとして通勤災害と認めたものである。